

令和2年度答申第27号
令和2年7月29日

諮問番号 令和2年度諮問第22号（令和2年7月14日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）1条2号所定の被爆者に該当すると主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人が被爆したことを確認することができないとして、本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 被爆者援護法1条は、「被爆者」とは、同条各号のいずれかに該当する者であって、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうと規定し、同条2号には、「原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者」が掲げられて

いる。

- (2) 上記(1)の「政令で定める期間」については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下「被爆者援護法施行令」という。）1条2項が「広島市に投下された原子爆弾については昭和20年8月20日まで」とすると規定している。また、上記(1)の「政令で定める区域」については、被爆者援護法施行令1条3項が「原子爆弾が投下された当時の別表第2に掲げる区域」とすると規定しており、別表第2（第1条関係）の1号には、B地が含まれている。
- (3) 被爆者援護法2条1項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならないと規定し、同条3項は、都道府県知事は、申請者が被爆者援護法1条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとして規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成28年4月11日、処分庁に対し、昭和20年8月20日から同月30日までの間に数回、父、兄及び姉と一緒に疎開先のC地から自宅があったB地に入市して被爆したとして、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（本件申請）をした。

審査請求人は、平成29年6月7日、処分庁に対し、「入市被爆者の場合」と題する書面を提出し、昭和20年8月9日から同月20日までの間に数回、父のP（以下「父P」という。）、長兄のQ（以下「長兄Q」という。）、次兄のR（以下「次兄R」という。）及び次姉のS（以下「次姉S」という。）と一緒にC地からB地に入市して被爆したとして、上記の申請内容を訂正した。

（被爆者健康手帳交付申請書、「入市被爆者の場合」と題する書面）

- (2) 処分庁は、平成29年6月28日付けで、審査請求人に対し、上記(1)の訂正後の申請内容について、関係資料等の調査等を行ったが、申請内容を裏付ける資料等が得られなかったことから、審査請求人が被爆したことを確認することができなかったとの理由を付して、本件却下処分をした。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第1項に基づく被爆者健康手帳交付申請について）

- (3) 審査請求人は、平成29年8月30日、処分庁を経由して、審査庁に対

し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(4) 審査庁は、令和2年7月14日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、原子爆弾投下の時点で2歳2か月であったため、当時の記憶が全くなく、兄弟姉妹の証言にしか頼ることができない。したがって、詳しく調べ直して、本件却下処分を取り消すことを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書にあるとおり、審査請求人が被爆者援護法1条2号の要件に該当することを確認することができないとして、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。
- 2 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

審査請求人が被爆者援護法1条2号の要件に該当する入市をしたことを裏付ける証拠は、長兄Q及び次姉Sの証言しかない。

長兄Qは、当初、被爆状況証明書においては、昭和20年8月8日の1週間ぐらい後に、父P、母のT（以下「母T」という。）及び長兄Qが入市し、その際、母Tが審査請求人を背負っていたと証言していたが、処分庁の質問に対する回答においては、自らが入市したのは同月14日で、一緒に行動したのは父Pであると証言した。この相違について処分庁が確認をしたところ、長兄Qの証言は、最終的には、(1)自らは、同日だけでなく、何度も審査請求人とともに入市した、(2)母Tは、原子爆弾で目を負傷した長姉のU（以下「長姉U」という。）の看病に追われており、長姉Uを捜しに救護所へ行った以外には入市していない、(3)審査請求人は、父Pが背負って入市したという内容に落ち着いた。

次姉Sは、当初、処分庁に提出した手紙においては、昭和20年8月6日から1週間くらいたって、父P、母T、長兄Q（注：次兄Rの誤記と思われる。）、次姉S及び審査請求人が入市したと証言していたが、処分庁の質問に対する回答においては、入市した日を同月8日に訂正した。しかし、次姉Sは、自らの被爆者健康手帳の交付申請時には、同日、父P、長兄Q（注：次兄Rの誤記と思われる。）及び次姉Sの3人が入市したと申述していた。この相違について処分庁が確認をしたところ、次姉Sは、家族で何回か入市

したと思うが、よく覚えていないと申述した。

以上のように、長兄Q及び次姉Sの証言等は、いずれも変遷しており、両者の証言等は、最終的には、審査請求人を含む家族で何回か入市したという内容になった。したがって、両者の証言等からは、審査請求人の入市日や同行者等の入市の態様を確認することができないから、両者の証言等のみを根拠として、審査請求人が被爆者援護法1条2号の要件に該当すると認定することはできない。

したがって、本件請求は理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付（処分庁）：平成29年8月30日

（審査庁）：同年9月6日

審理員の指名：令和元年7月30日

（審査庁による受付から約1年11か月）

反論書の提出期限：同年11月8日

審理員意見書の提出：令和2年4月24日

（反論書の提出期限から約5か月半）

本件諮問：同年7月14日

（審査庁による受付から約2年10か月）

(2) そうすると、本件では、審査庁による本件審査請求の受付から審理員の指名までに約1年11か月もの長期間を要するとともに、反論書が提出されずにその提出期限を徒過してから約5か月半を経過した後に審理員意見書が提出された結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約2年10か月もの期間を要している。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（1条1項参照）から、本件審査請求の受付から本件諮問までに上記のような長期間を要したことは、同法の目的にもとるものというほかない。

当審査会は、被爆者援護法に係る諮問に対し、累次にわたり、審査請求の審理期間の長さを指摘して速やかな改善を求めてきたところである（被爆者援護法に基づく医療特別手当の失権処分に関する平成30年度答申第

21号、第66号、第73号、第86号及び第87号並びに令和2年度答申第6号、被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する令和元年度答申第47号、第68号、第71号、第81号及び第88号並びに令和2年度答申第9号及び第13号)が、依然として改善が図られていないのは遺憾である。審査庁における真摯な対応が求められる。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、昭和20年8月9日から同月20日までの間に数回、父P、長兄Q、次兄R及び次姉Sと一緒にC地からB地に入市したと主張している(「入市被爆者の場合」と題する書面)が、原子爆弾投下の時点で2歳2か月であったため、当時の記憶が全くなく、兄弟姉妹の証言にしか頼ることができない(上記第1の3)として、自らが入市したことの証拠として、長兄Q作成の審査請求人に係る被爆状況証明書(平成28年10月13日付け。以下「本件被爆状況証明書」という。)と次姉Sの手紙(同月25日收受。以下「本件手紙」という。)を提出している。

(2) そこで、以下、上記二つの証拠について検討する。

ア 本件被爆状況証明書について

長兄Qは、本件被爆状況証明書において、昭和20年8月8日の1週間ぐらい後に、父P、母T及び自分が入市し、その際、母Tが審査請求人を背負っていたと証言しているが、その後の処分庁の質問に対する回答(平成28年12月22日收受)においては、自らが入市したのは昭和20年8月14日で、一緒に行動したのは父Pであり、母Tは長姉Uの世話などで入市していないと証言している。また、長兄Qは、平成29年6月7日に処分庁を訪れた際には、審査請求人が、昭和20年8月8日以降、何度も入市したことは間違いなく、その際、父Pがいつも審査請求人を背負っていたと証言している(被爆者健康手帳交付申請にかかる申請者(X)来庁記録)。

このように、本件被爆状況証明書における長兄Qの証言は、審査請求人が入市した日、その際の同行者等の重要な点において、大きく変遷している。

さらに、長兄Qの過去の証言等を見てみると、長兄Qは、平成2年8月8日付けの自らの被爆者健康手帳交付申請書においては、昭和20年

8月当時、旧制D高校の生徒であり、学徒動員先のE社の寮に居住していたことから、原子爆弾の投下後、寮生たちと、寮生の救助・捜索のため、爆心地近くまで出歩いたと申述しているが、審査請求人を含む家族の入市については、何も申述していない。また、長兄Qは、平成17年11月17日付けで次兄Rがした被爆者健康手帳交付申請の際に作成した次兄Rに係る被爆状況証明書においては、当時、自分は、自宅を離れていたため、後で、父Pから、次兄Rと次姉Sを帯同して、自宅の家財の回収のために入市したが、全く徒労に終わったと聞いたと証言していたほか、母Tは、審査請求人とともに、長姉Uの看病に当たっていたと証言していた。そして、長兄Qは、同年5月25日付けで次姉Sがした被爆者健康手帳交付申請の際に作成した次姉Sに係る被爆状況証明書においても、当時、自分は、旧制D高校の寮（E社の寮が学寮として使われていた。）に居たため、後で、父Pから、次兄Rと次姉Sを帯同して、自宅の家財の回収のために入市したが、駄目だったという話を聞いたと証言していたほか、母Tは、長姉Uが登校途中で被爆して行方不明になっているのを探していたと証言していた。これらの長兄Qの過去の証言等によれば、審査請求人は入市していないことになる。

したがって、本件被爆状況証明書における長兄Qの証言は、それ自体が変遷しているのみならず、過去の証言等と整合していない。

イ 本件手紙について

次姉Sは、本件手紙において、昭和20年8月6日から1週間くらいあって、父P、母T、次兄R、自分及び審査請求人で入市したと証言し、その後の処分庁の質問に対する回答（平成28年12月19日收受）においても、入市した日を昭和20年8月8日と訂正した上で、上記の5人が入市したと証言している。

しかし、次姉Sは、平成17年5月25日付けの自らの被爆者健康手帳交付申請書においては、昭和20年8月8日、父P、次兄R及び自分の3人が入市したと申述していた。

したがって、本件手紙における次姉Sの証言は、過去の申述と整合していない。

ウ そうすると、本件被爆状況証明書と本件手紙だけでは、審査請求人が入市した事実を認めることはできない。

(3) なお、一件記録を精査しても、審査請求人が入市したことをうかがわせ

る資料は見当たらない。かえって、審査請求人が一緒に入市したと主張している次兄Rは、平成17年11月17日付けの自らの被爆者健康手帳交付申請書において、昭和20年8月8日、家財の回収と知人の安否確認のために、父P及び次姉Sとともに、入市したが、家財の回収は何一つできず、母Tと審査請求人は、負傷した長姉Uの看病に追われていたと申述しているし、平成17年5月25日付けで次姉Sがした被爆者健康手帳交付申請の際に作成した次姉Sに係る被爆状況証明書においても、昭和20年8月8日、父P、次姉S及び自分の3人で、知人・友人の安否確認のために、入市したと証言しているから、これらの次兄Rの申述等によれば、審査請求人は入市していないことになる。

- (4) したがって、審査請求人が入市した事実は認めることができず、審査請求人は被爆者援護法1条2号所定の被爆者に該当しないから、本件却下処分は違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

| | | | | |
|---|---|---|---|-----|
| 委 | 員 | 原 | | 優 |
| 委 | 員 | 中 | 山 | ひとみ |
| 委 | 員 | 野 | 口 | 貴公美 |